

第105回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成30年9月19日(水) 午後2時から午後3時00分まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎41階 共用会議室⑥

案 件	審議結果等
(仮称)星田北二丁目計画(交野市)【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
エディオン中環東大阪店(東大阪市)【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。